報告第１９号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、次のとおり報告する。

平成２９年１１月２１日提出

新城市長　穂　積　亮　次

専決第１４号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成１７年１１月２４日議決）第１号及び第２号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年１０月２６日専決

新城市長　穂　積　亮　次

１　事故発生日時　　平成２９年１０月２３日未明

２　事故発生場所　　新城市野田字上市場地内　上市場東住宅駐車場

３　賠償する相手方　[redacted]

４　事故の概要　　台風の強風により、西部福祉会館敷地内に設置した目隠し用フェンスが外れ、隣接する上市場東住宅駐車場内に駐車していた相手方車両に接触し、車両後部が破損した。

５　損害賠償額　　４７，２２８円